

2009年12月21日

議会議長 殿

陳情団体 456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-7 労働会館東館 405
全国福祉保育労働組合 東海地方本部
執行委員長 三富 和歌子

民間保育所運営費の一般財源化に関する

国への意見書採択についての陳情

新政権になり、子育て政策・少子化対策に希望を持ったものの、緊急経済対策で出された「幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革」には、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、この間、社会保障審議会少子化対策特別部会で行われている保育制度改革論議とかわらない物になっています。これらは、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革であり、介護保険の問題点や障害者自立支援法が廃止決定に至った事を見ればその破綻は明らかです。このような方向で改革が進められていくことに不安を覚えます。

そのうえ、「子ども手当の財源」をめぐり、「民間保育所運営費の一般財源化」が浮上してきました。地方財政が逼迫しているなか、私立保育所運営費を一般財源化することは、子どもの育ちを支える保育を後退することになります。待機児童対策、少子化対策を進める為には国が財源を確保し、認可保育所の整備・運営を保障することが必要不可欠です。

平成 16 年度の公立保育所運営費の一般財源化では、保育所が増えるどころか、地方自治体では財政難を理由に民間委託が進み、当時の総務大臣が「そのことに危惧を感じている」という発言もされました。

実際、公立では保育所増設もされず、公立保育所保育士の非正規化・非常勤化が進み、子どもを育む環境に厳しい問題が生じています。

国の責任として、全ての子どもの育ちを保障することが求められます。

民間保育所運営費の一般財源化は、保育の地域格差を拡大し、財政力の弱い自治体の保育供給量の縮小とともに、保育の質の低下、保護者負担の増大をもたらします。新政権の政策合意である「保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消に努める」にも反することです。

つきましては、貴議会より、国に対して、地方自治法第 99 条に基づき「民間保育所運営費の一般財源化は断固反対する」意見書を下記項目について提出していただけるよう陳情いたします。

記

1、民間保育所運営費の一般財源化は行なわないこと。

以上